

令和 2 年度国民健康保険税の見込みについて

1 国民健康保険税率の改正当針

- (1) 平成 30 年度標準保険税率に 7 年（H30～R6）かけて改正していく。
- (2) 毎年、愛知県より示される標準保険税率と平成 30 年度の標準保険税率を比較し、調定見込みを試算する。
- (3) 調定見込みから必要に応じて税率改正の見直しを検討する。

2 標準保険税率について

令和元年 11 月 19 日付け 31 国保第 657 号「仮係数による令和 2 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率の算定結果について（通知）」により令和 2 年度の標準保険税率が示されました。

表1 市町村標準保険税率(激変緩和措置後)

年度	基礎課税額(医療保険分)			後期高齢者支援金等課税額			介護保険金課税額		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R2	6.76%	27,700	19,300	2.34%	9,400	6,500	2.17%	11,100	5,600

3 国民健康保険税率改正スケジュール

- (1) 現在の改正スケジュール（平成 30 年度標準保険税率を急激な負担増とならないよう 7 年かけて同率となるよう目指す）

表2 国民健康保険税 税率等の改正予定【現在の計画】

年度	年度	基礎課税額(医療保険分)			後期高齢者支援金等課税額			介護保険金課税額		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
1年目	H30	5.69%	25,300	24,400	1.52%	6,700	6,700	1.22%	7,200	4,700
2年目	R1	5.85%	25,500	23,400	1.64%	7,000	6,600	1.34%	7,600	4,700
3年目	R2	6.01%	25,700	22,400	1.76%	7,300	6,500	1.46%	8,100	4,700
4年目	R3	6.17%	25,900	21,500	1.88%	7,700	6,400	1.58%	8,600	4,700
5年目	R4	6.33%	26,100	20,600	2.00%	8,100	6,300	1.70%	9,100	4,700
6年目	R5	6.49%	26,300	19,700	2.13%	8,500	6,300	1.82%	9,600	4,800
7年目	R6	6.65%	26,500	18,800	2.26%	8,900	6,300	1.95%	10,100	4,900

- (2) 改正スケジュール（案）（令和 2 年度標準保険税率を R6 年度まで段階的に引き上げ同率となるよう目指す）

表3 国民健康保険税 税率等の改正予定【R02標準保険税率基準】

年度	年度	基礎課税額(医療保険分)			後期高齢者支援金等課税額			介護保険金課税額		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
1年目	H30	5.69%	25,300	24,400	1.52%	6,700	6,700	1.22%	7,200	4,700
2年目	R1	5.85%	25,500	23,400	1.64%	7,000	6,600	1.34%	7,600	4,700
3年目	R2	6.03%	26,000	22,600	1.78%	7,400	6,600	1.51%	8,300	4,900
4年目	R3	6.21%	26,500	21,700	1.92%	7,900	6,600	1.68%	9,000	5,100
5年目	R4	6.39%	26,900	20,900	2.06%	8,400	6,600	1.85%	9,700	5,300
6年目	R5	6.58%	27,300	20,100	2.20%	8,900	6,500	2.01%	10,400	5,500
7年目	R6	6.76%	27,700	19,300	2.34%	9,400	6,500	2.17%	11,100	5,600

4 標準保険税率の推移

表4 標準保険税率の推移

年度	基礎課税額(医療保険分)			後期高齢者支援金等課税額			介護保険金課税額		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
H30	6.65%	26,500	18,800	2.26%	8,900	6,300	1.95%	10,100	4,900
R1	6.69%	27,000	19,200	2.29%	9,100	6,500	1.99%	10,300	4,900
R2	6.76%	27,700	19,300	2.34%	9,400	6,500	2.17%	11,100	5,600
R2-H30	0.11%	1,200	500	0.08%	500	200	0.22%	1,000	700

5 調定額の比較

平成30年度に示された標準保険税率と令和2年度に示された標準保険税率の令和2年度以降の調定額の比較

表5

年度	H30標準保険税率 調定額	R2標準保険税率 調定額	差額 R2-H30	H30 一人当たり調定額	R2 一人当たり調定額	差額 R2-H30
令和2年度(3年目)	779,980,755	784,615,900	4,635,145	121,482	122,598	1,116
令和3年度(4年目)	764,902,258	777,202,770	12,300,511	124,722	127,425	2,703
令和4年度(5年目)	749,702,669	766,697,695	16,995,026	127,949	131,856	3,907
令和5年度(6年目)	735,034,633	755,389,946	20,355,313	131,267	136,116	4,849
令和6年度(7年目)	720,214,150	743,166,468	22,952,318	134,610	140,225	5,615

6 モデル世帯での比較

資料2のとおり

7 令和2年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)

資料3のとおり

8 令和2年度国民健康保険税率の設定

令和2年度の国民健康保険税の調定額への影響は約460万円、令和6年度では約2,300万円となります。また、令和5年度までは保険税負担が急激に増加することのないよう、県において激変緩和措置が講じられますが、令和6年度以降は激変緩和措置前の本来の納付金水準を目指すこととなります。昨年度は乖離が少なかったため据え置きとしましたが、今年度は上記「3(2) 令和2年度標準保険税率を目指した改正スケジュール(案)」へ修正することと考えております。